

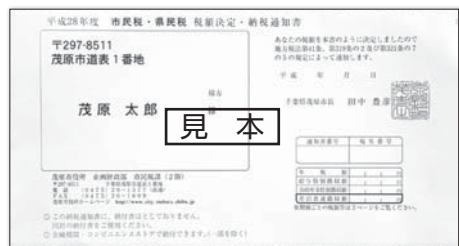
市・県民税の税額決定・納税通知書を発送します

市・県民税は、市や県の行政を支える大切な財源のひとつです。原則として、毎年1月1日現在で市内にお住まいの方が対象になります。

平成28年度市民税・県民税税額決定・納税通知書、年金特別徴収税額決定通知書を6月13日⑤に発送します。

市・県民税には、所得が一定額を超えると発生する「均等割」(5千円)と、所得に応じて発生する「所得割」とがあります。

※税額の計算方法の詳細は、6月13日⑤に発送する「税額決定・納税通知書」をご覧ください。



市・県民税の納め方には、(1)個人が直接納付する普通徴収、(2)給与から天引きされる特別徴収、(3)公的年金から天引きされる特別徴収があります。

◆納税方法

(1)普通徴収の場合

【事業所得者など】

年4回(6月・8月・10月・翌年1月)の納期で、個人が直接納税します。

(2)給与からの特別徴収の場合

【給与所得者】

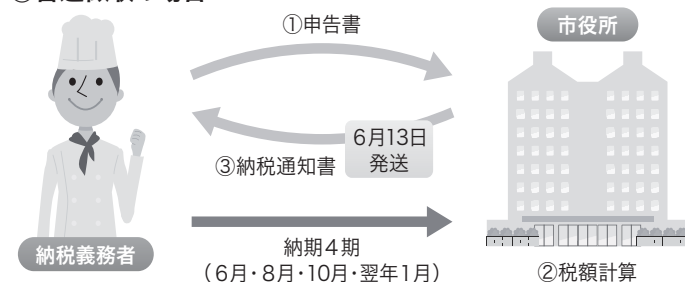
6月から翌年5月までの12回で給与から天引きされ、給与支払者を通じて納税します。平成28年度の税額通知書は、5月中旬に給与支払者あてに、すでに発送してあります。勤務先の給与担当者を通じて税額通知書をお受け取りください。

(3)公的年金からの特別徴収の場合【年金所得者】

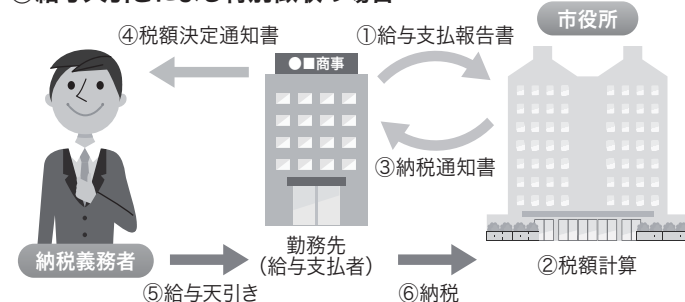
前年中に公的年金の支払いを受けた方で、特別徴収する年度の初日(4月1日)において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が

納税のしくみ

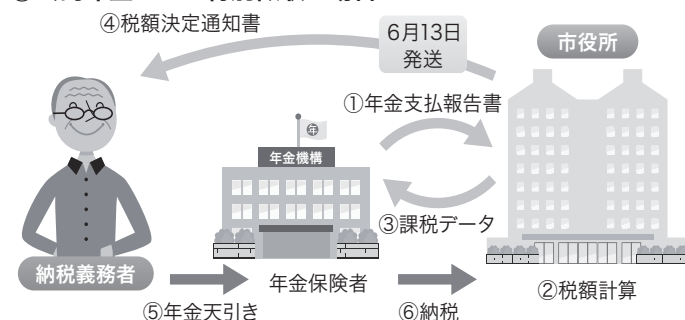
①普通徴収の場合



②給与天引きによる特別徴収の場合



③公的年金からの特別徴収の場合



対象になります。

公的年金の所得に係る市民税・県民税の所得割額および均等割額が年金の支給月に老齢基礎年金等から差し引かれます。

※4月・6月・8月に年金から引き落された額が、決定された税額を上回る方には、後日改めて過納金を還付する通知を送付します。

今年度の10月より年金からの特別徴収が始まる場合

65歳になられた方や、特別徴収が諸事情により平成27年度の途中で普通徴収に切り替わった方などが対象になります。

※年金からの特別徴収の開始は、平成28年10月支給分の年金からになります。そのため、平成28年度の市・県民税のうち半分については、第1期(6月)と第2期(8月)に、普通徴収(納付書もしくは口座振替)で納めます。